

【学部生用・一種免許状】

2010年度教育職員免許状一括申請要綱

教育学部教職課程

1. 教員免許状一括申請について

教員免許状一括申請は教育職員免許状に関する規則（平成元年東京都教育委員会規則第37条）第8条第1項に基づいて、東京都教育委員会が定める事務手続に従って本学から東京都教育委員会に対して申請するものです。この一括申請による教員免許状は東京都教育委員会より発行されることになります。

2. 一括申請の対象者

在学生（含：科目等履修生）のうち、2011年3月に卒業見込で、かつ免許法第5条に定める所要資格を取得する見込の方。

ただし、以下の方は対象外となりますので、卒業後、住民票のある都道府県教育委員会へ個人で申請してください。

<対象外>

- 1) 免許状を既に取得しており、その免許状を基にして同一学校種の別教科の免許状を取得しようとする場合（教育職員免許法第6条による申請）。
- 2) 教職に関する科目、または教科に関する科目を東京都以外に所在する大学等で修得し、それらの単位を免許の申請に使用する場合。
ただし、東京都以外の大学等で修得した単位でも、施行規則第66条の6（いわゆる一般教育科目：憲法・体育・外国語コミュニケーション・情報機器の操作）の単位ならば申請可能です。
- 3) 既に学士の学位を有している方で新免許状申請者（いままで教員免許状を取得したことがなく今回初めて申請する方）のうち、施行規則第66条の6のみの修得あるいは在籍期間の継続のためだけの在籍が、今年度（平成22年度）に当たる場合。
つまり、「一度大学を卒業している方（学士入学者等）」かつ「免許を取得したことがない方」が、今年度「教職に関する科目」「教科に関する科目」「教科または教職に関する科目」の修得単位が1単位もない場合、一括申請の対象外となります。
*これに該当する方はさほど多くないと思われます。思い違いによる申請のし忘れにご注意ください。

上記以外にも東京都教員免許状一括申請システム上、一括申請の対象外となり、個人申請していただくことになる場合があります。予めご了承ください。

3. 氏名に「外字」が含まれている場合の取り扱いについて

氏名に「外字（JIS水準1～2に該当しない字）」が含まれている場合、免許状は原則として（一括申請・個人申請問わず）当該外字に対応する「正字（東京都教育委員会が示す対応表に基づいた標準文字）」での発行となります。従って、一括申請においては、大学に登録されている氏名に「外字」が含まれている方については、大学側で対応する「正字」に変換したうえで東京都に申請いたします。予めご了承ください。

申請する「正字」への変換は、東京都教育委員会が示す対応表に基づいて行います。大学が判断する訳ではありません。

氏名に「外字」が含まれている方で、戸籍記載の通り「外字」表記の免許状取得を強く希望する方は、個人申請してください。ただし、システムで表示可能な文字に制限があることから、必ずしも希望した外字での申請ができるとは限りませんので、居住地の教育委員会に外字での申請が可能かをご確認ください。

4. 受付後に対象外となる可能性について

一括申請の対象者として受付をしたものの、東京都への申請手続きの過程等でシステム上の受付要件を満たさず一括申請の対象外になってしまう場合があります。この場合は個人申請していただくこととなりますので、予めご了承ください。

5. 申込の手続き

申込期間	2010年7月1日(木)～7月12日(月)(厳守)
申込方法	Waseda-net ポータルにより申請 Waseda-netポータルログイン後、左側メニューより「授業」>「教職課程・その他資格」「【学部・一種免許状】一括申請受付」により申請を受け付けます。 入力内容については間違いの無いよう正確に入力してください。 申請登録後に、申請内容記載のメールがシステムより配信されます。 内容を確認・プリントアウトする等し、大切に保存してください。

申請する免許状と同一学校種・同一教科の下位の免許状の取得はできません。

これにより、早稲田大学大学院生であり科目等履修生でもある方が、同一学校種同一教科の専修免許状と一種免許状を同時に取得見込みの場合、当該専修免許状と一種免許状を同時に一括申請することはできません。

今回、専修免許状を一括申請して免許状を取得した場合、今後同一学校種同一教科の一種免許状は取得(する必要がありません)できません(一種免許状が下位の免許状にあたるため)。

今回、一種免許状を一括申請して免許状を取得した場合、のちに上位の専修免許状を申請することはできます。

上記を参考に、今回どちらの免許状を申請するか、ご自身で判断してください。

申請免許種類	同時申請が不可
専修免許状	一種免許状(同一学校種・同一教科に限る)

6. 必要書類の提出

上記、Waseda-netポータルにより申請した後に、下記書類を所属事務所に提出

提出期間	2010年7月19日(月)～7月28日(水)(厳守)
提出場所	各所属学部事務所カウンター

提出書類	<p>「介護等体験証明書」 小・中学免許申請者のみ。本年度体験者は終了次第提出すること。</p> <p>「学力に関する証明書」(旧単位修得証明書) 現在の学籍以外で単位を修得している場合、学校種・教科ごとに提出すること。</p> <p>「取得済みの教育職員免許状(旧免許状)」の両面コピー 既に取得している旧免許状がある場合、両面コピーを提出してください。 「旧免許状」とは、平成21年3月31日までに授与された有効期限の記載が無い免許状を指します。旧免許状を提出することで、今回の一括申請にて発行される免許状には、有効期限が記載されません。</p> <p><u>全ての提出書類には、右下余白に鉛筆で現在の学籍番号を記入して提出してください。</u></p>
------	--

7. 「宣誓」・「署名」・「捺印」の手続き

期 間	2010年11月中旬～11月下旬(予定) 別途掲示でお知らせします。
場 所	各所属学部事務所カウンター

8. 申請料金の納入

期 間	2010年11月中旬～11月下旬(予定) 別途掲示でお知らせします。
申請に必要な金額	<p>手 数 料： 免許状1枚につき 3,500円 (単位証明手数料200円を含む)</p> <p>中学校・高等学校でそれぞれ免許状1枚ずつ同時申請の場合は7,000円。免許状3枚の場合は、10,500円。 「教員免許状授与申請手数料振込領収証」は、免許状を取得するまで大切に保管してください。</p>

9. 申請の取り下げについて

卒業不可(再試験対象も含む)または単位未修得等の理由により一括申請が取り下げになる場合は、4年生以上の成績発表日にその旨をお知らせします。申請手数料は返金しますが、数ヶ月を要する場合があります。予めご了承ください。

10. 「免許状」の授与について

申請した「教育職員免許状」は、学位授与式当日(3月25日)に、所属学部の授与式会場(卒業証書授与の際)にて、授与いたします。

1 1 . その他

一括申請に係る各手続きは、**東京都教育委員会の事務日程により手続き期間を設定しているため、指定期間以外はいかなる事情によっても一切受け付けられません。各種の手続日程には十分注意してください。**

必要書類提出以降の手続きについては、東京都教育委員会より日程の通知が届き次第、お知らせします。今後の教職課程関係の掲示等に充分注意してください。

《問い合わせ先》

Waseda-net ポータルによる申請については早稲田大学教育学部教職課程
:03(3232)3599 e-mail:kyousyoku-office@list.waseda.jp

単位修得状況など 以外のことについては所属学部事務所にお尋ねください。